

平成27年度 法務省行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 平成27年6月29日(月) 自 午前10時00分
至 午前11時51分

第2 場 所 法務省1階会議室

第3 議 題 1 保護観察の実施
2 登記事項証明書の交付事務等の委託

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

官房長 それでは、時間がまいりましたので、これより法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

私は本日の進行役を務めさせていただきます法務省官房長の黒川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たりまして、葉梨副大臣から挨拶をいただきます。

副大臣 皆さん、おはようございます。御紹介にあずかりました法務副大臣を務めております葉梨康弘でございます。外部有識者の皆様には本当に御多忙の中、この行政事業レビューの公開プロセスに御参加いただきまして、大変ありがとうございます。

この行政事業レビューでございますけれども、皆さん、御案内のとおりでございますが、ちょうど私が平成25年に自民党において、行政改革推進本部の事務局長というのを務めておりました。そのときに行政の執行状況についてレビューシートでしっかり点検をする、そして、その中でも特に重要なものについて、外部有識者の公開プロセスという中で無駄の撲滅、さらには今後の予算の在り方についてもいろいろと役に立てていこうということで、極めてこれは重要なものであるというふうに認識しております。

今、申し上げましたように無駄の削減のみならず、同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないかといった、事業の効果をより高めるための見直しを行う、そういう意味で極めて重要な機会でございます。

今回、公開プロセスの対象として取り上げさせていただいた2つの事業でございます。それぞれ事業の在り方や予算の執行に関して、皆様方からは是非とも率直な御意見、御提言をいただきたく、今後の、今も申し上げましたけれども、予算要求に向けての検討に活用していきたいというふうに考えております。是非とも活発な御議論をお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

官房長 ありがとうございます。

なお、副大臣は、大変恐縮でございますが、公務のため、途中で退席させていただきます。

開催に当たりまして、本日御審議いただける外部有識者の委員の皆様を御紹介いたします。

五十音順で恐縮ですが、まず公認会計士の石井雅也委員でございます。

石井委員 石井でございます。

官房長 続いて、公認会計士の井上東委員でございます。

井上委員 井上でございます。

官房長 産業技術大学院大学教授の瀬戸洋一委員でございます。

瀬戸委員 よろしくお願ひします。

官房長 慶應義塾大学経済学部教授の土居丈朗委員でございます。

土居委員 土居でございます。よろしくお願いいたします。

官房長 株式会社PHP研究所専務取締役の永久寿夫委員でございます。

永久委員 よろしく申し上げます。

官房長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサーの中村美華委員でございます。

中村委員 よろしく申し上げます。

官房長 なお、本日の取りまとめ役につきましては、瀬戸委員にお願いすることといたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に審議の流れについて簡単に御説明いたします。

まず初めに、事業の概要等について担当部局から説明があります。次に、会計課長から論点等について説明をいたします。その後、約40分程度、御審議いただきながら、各委員の皆様にはコメントシートに御記入いただき、その集計結果に基づき、瀬戸委員より評価結果（案）及び取りまとめコメント（案）を各委員に提示していただきます。最後に評価結果（案）及び取りまとめコメント（案）に基づき、委員の皆様で議論していただいた上で、瀬戸委員において必要な修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表していただくこととしておりますので、議事の進行について御協力をお願いいたします。

それでは早速、議題に入らせていただきます。

まず議題1の「保護観察の実施」について審議いたします。保護局から5分程度で説明をお願いいたします。

保護局 法務省保護局でございます。よろしくお願いいたします。

本日の対象事業は「保護観察の実施」でございます。本事業につきましては資料5ページの行政事業レビューシートの事業概要に記載されておりますとおり、矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰に資するとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が実社会の中で改善更生できるように、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を行うものでございます。また、保護観察や更生緊急保護の対象となる者に対し、必要に応じ、応急の救護や更生緊急保護を実施するものでございます。

予算総額は平成27年度予算で約106億1,700万円となっております。本事業の大部分は国と民間、すなわち約4万8,000人の保護司、約100の更生保護施設を設置する更生保護法人等との協働により実施されております。今回の公開プロセスにおいては、本事業のうち、保護司や保護司会の地域における活動拠点である更生保護サポートセンターに関し、より効率的、効果的な活用の方策等について御意見をいただきたいと考えております。

まず、保護司について簡単に御説明させていただきます。資料の16ページを御覧いただきたいと思っております。保護司は法務大臣の委嘱を受け、保護観察官と協働して保護観察の実施、矯正施設に収容中の者の生活環境の調整を行うほか、犯罪予防活動等に従事しております。

保護司の身分は従事する職務の公務性から非常勤の国家公務員とされておりますけれ

ども、給与は支給されず、その実質はボランティアであって、国からは実際の活動に要した費用の全部又は一部を実費弁償の形で支給しております。保護司は良好な治安を支えている我が国の更生保護制度において必要不可欠の存在でございます。

しかしながら、資料17ページに掲げましたとおり、近年、保護観察処遇の困難化、保護司適任者確保の困難化、さらに保護司の活動の場である地域社会の連帯感の希薄化などの課題に直面しております。

こうした課題に対処し、保護司活動の基盤を強化して再犯防止を推進するために設置を進めているのが更生保護サポートセンターでございます。

更生保護サポートセンターにつきましては19ページの資料でございますとおり、平成20年度から整備を開始し、昨年度までに全国886の保護区のうち、345か所に設置されておまして、今年度予算で新たに101か所を増設するための経費等が計上されております。

更生保護サポートセンターは20ページの資料に記載いたしましたとおり、保護司が自らの自宅を保護観察対象者との面接場所とすることが困難な場合に利用できる面接室を備えるほか、保護司会を初めとする更生保護関係団体や少年センター等の関係機関、団体等との連携を強化し、地域に根差した犯罪、非行防止活動を推進するなど、地域における更生保護の拠点として設置を進めてきたものでございます。

この更生保護サポートセンターには企画調整保護司が常駐いたしまして、他の保護司からの相談対応、あるいは地域の様々な機関、団体との連携のための働きかけ、地域のニーズを踏まえた犯罪予防活動の企画立案等を行っております。

事業の概要については以上のとおりでございますが、幾つか資料を作成しておりますので、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず22ページの資料でございます。サポートセンターを設置している保護司会の定員規模別に3つの区分に分けた上で、それぞれの区分の年間運営費が最大のセンターと最小のセンターの実績額と当該センターの年間開所日数等を計上したものでございます。ただ、誠に申し訳ございませんが、事前に提出をさせていただいた資料の数字の一部に誤りがございましたので、本日、席上に修正したものをお配りさせていただいております。よろしくお願ひしたいと存じます。

続いて23ページでございます。これはサポートセンターの設置前と設置後で、特に保護観察処遇に関して効果が認められたものを示したものでございます。

続いて24ページの資料でございますが、先ほど見ていただきました5ページのレビューシートにおいて、「更生保護サポートセンターの設置か所数」というアウトプットと「平成33年度までに出所者の刑事施設への再入所率を16%以下に下げる」というアウトカムに関連が分かりづらいという御指摘をいただいております。これを踏まえて、その関連を御理解いただくためのものとして作成したものでございます。

サポートセンターの設置が直接、再入所率の低下につながるというよりも、保護司の活動のしやすさ、あるいは適任者の確保の促進、関係機関等との連携の強化等が図られることによりまして、再犯防止に寄与するものというふうに考えてございます。

これらの点に関しましては、事前の勉強会においても保護観察処遇の面だけではなく

て、保護司の負担軽減、保護司活動がしやすくなるという効果もあるのではないかと
いう御指摘をいただいております。それを踏まえまして、25ページ、26ページに
は平成25年1月に実施いたしましたアンケートの結果を添付させていただいてお
ります。

最後にお手元の、ページ数は打ってございませんけれども、席上に配付をさせていた
だいている資料がございます。「全国の更生保護サポートセンターの活用状況」と題し
た資料でございます。これは全国の更生保護サポートセンターで行っております具体
的な活用例の一端を示したものでございます。

以上でございますけれども、現在の課題と今後の方向性について最後に触れさせてい
ただきたいと思っております。追加資料等にも示しておりますとおり、更生保護サポ
ーターの設置によりまして、保護観察処遇面あるいは関係機関、団体との連携の強化
等の面で、その効果が現れてきておりまして、保護司会の満足度も非常に高いもの
になっていると考えております。

一方で、更生保護サポートセンターの運営費につきましてはあまり費用がかかってい
ない保護司会がある一方で、国からの支給限度額では運営費の一部しか賄えない保護
司会も少なからずございまして、こうした保護司会には結果として自己負担を強いて
いる現状でございます。

したがって、今後は更生保護サポートセンターのより一層、適正、かつ積極的
な運営に向けて活動規模等、地域の実情に合った企画調整保護司の配置、あるいは活
動実態に応じた予算の効果的な配分等を検討してまいりたいと考えております。

官房長 次に本案件の論点等について、会計課長から説明させます。

会計課長 会計課長の小出でございます。論点等について私から御説明させていただきます。
資料の27ページの論点等整理シートを合わせ、御覧いただきたいと思います。

更生保護サポートセンターは、ただ今保護局から説明がございましたとおり、保護司
会と関係機関等との協議場所や保護観察対象者との面接の実施場所となるなど、保護
司や保護司会の活動を支援することを目的として設置しているものでございますが、
論点といたしましては大きく2つあると考えております。

まず1つ目ですが、サポートセンターの設置箇所や設置数についてでございます。サ
ポートセンターは平成27年度中に886か所ある保護区のうちの約半数でございま
す446か所の設置となりますが、サポートセンターが設置されている保護区、設置
されていない保護区が生ずることになることや、設置されている各保護区におきま
しても保護司数、あるいは事件数が様々な状況にございます。そのため、この446か
所の設置箇所や設置数は保護司活動を効率的、効果的に支援する適当なものであるか
どうかといった点が議論になるのではないかと考えています。

2つ目は予算措置の基準についてでございます。各サポートセンターの運用実態を見
ますと、保護司数や事件数、協議会等の会議の実施回数などが様々であるところ、サ
ポートセンターを設置している各保護司会への予算措置は、全国一律の基準によっ
て行っている状況にございます。そのため、事件数等に応じまして、各サポートセン
ターの開所日、すなわち企画調整保護司の配置日数の縮小、あるいは拡大を行うなどの

見直しが必要ではないか、また、予算措置につきましても支出実績を考慮した基準に見直しをするという必要があるのではないかと、といった点が議論になるのではないかと、というふうに思っております。

以上が「保護観察の実施」の論点、大きく2つあるのではないかと考えている点でございます。

官房長 それでは、本件についての御審議をお願いいたしたいと思います。

説明者側は委員から御質問がある場合には簡潔明瞭にお答えいただくようお願いいたします。どうぞ。

井上委員 それでは質問させていただきます。私は事前に更生保護サポートセンターに行かせていただき、視察をさせていただきました。そこで保護司さんと初めてお会いしまして、保護司さんはどういう方がされているのか、また、更生保護サポートセンターがどういう活用をされているか、非常によく分かりました。

ただ、気になったことが何点かございます。3つほどあるんですけども、1つは保護司のなり手がすごく少ないということ。2つ目は、今回の事業の目的が再犯率を下げるといふことなんですけれども、そこでいただいた資料によると、再犯率は保護観察期間を終えた無職の方の再犯率が30パーセント、これは法務省で出されたデータと聞いていますが、就職された方の再犯率は7パーセントと4倍も違う。ということ、なるべく多くの方、企業の方に採用していただくことが再犯率を下げるといふ点だと思います。3つ目に気が付いたのは、入り口を別々にしている。小学校を再利用していたんですけども、通常の小学校、廃校になった小学校なんですけれども、住民の方が出入りする入り口とサポートセンターの入り口を別にしている。これは非常に住民の方に、まだ犯罪を犯した青少年の方に対する見方が非常にあまりよくないということに分けた。ただ、その後、運用してみたら、そんな必要はあまり感じませんでしたということを知りました。

この3つに共通していることは、保護司さんですか、そういった活動は、いろいろな情報ですとか映画とかでは見てはいたんですけども、実際、接する機会もないし、一体、各地区でどのようにされているかということも分からない。また、サポートセンターでも保護司さん側でもすごくそこら辺を気にされていて、「我々は保護司で、そういった方の再犯防止のために今、いろいろな教育をしています」ということについて、地元地域の方に遠慮されているようなところがあると思います。

そこを何とかクリアするために、もっとPRというんですか、サポートセンターも堂々と構えて、ここでそういったことをやっているんだということを地域住民の方に知っていただくことによって、先ほど私が申し上げた3点、まず1点の保護司さんのなり手が少ない。なりたくてもどういふことをされているのか、「見える化」がされていないわけですね。私はサポートセンターというのは非常に「見える化」ができていふと思うので、もっと「見える化」をすれば、保護司さんのなり手は増える。

2つ目の再犯率、これも地元の方がこういうことをうちの地元でやっているんだということを知れば、企業の経営者も、じゃうちで採用しようかというような話にもなってくるので、就職もできるようになれば再犯率も4分の1に下がる。

3点目、入り口は2か所というのを実際にやってみて、そういう危惧がなかったということなので、もっとPRすれば、当然、そんな危惧もなくなるということで、ちょっとその部分が足りないのではないかというふうに、予算の使い方と言ってもいいかもしれませんがけれども、感じたんですけれども、そのあたりのPRに関して、どういう工夫をされているのか教えていただきたいということが質問です。

保護局 ありがとうございます。

委員がおっしゃっていただきましたとおり、従来は保護観察の実施に当たり、対象者の前歴を秘匿したりとか、そういったことに配慮をいたしまして、保護司さん方の活動もどちらかというとあまりおおびらにというか、PRしないような状況が以前はあったわけですがけれども、最近はいろいろと協力雇用主の方を開拓しないといけないとか、あるいは教育委員会等との連携も深めないといけないということで、かなり関係機関等に対する制度の説明等には力を入れているところでございますけれども、その1つの拠点になるのが更生保護サポートセンターというふうに考えておりまして、その点でセンターができますと、関係機関の側からも、おっしゃっていただきましたとおり、保護司さんの活動がだんだんと見えるようになってきているという御指摘をいただいておりますので、今後ともサポートセンターを拠点にいたしまして、地域の方への情報発信に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

もう1つは、毎年7月に「社会を明るくする運動」ということを、強調月間をやっておりますけれども、そういった機会に一般の市民の方等を対象といたしまして、更生保護制度についての広報、啓発活動等の実施をさせていただいているところでございます。

官房長 よろしいでしょうか。

永久委員。

永久委員 資料の23ページでしょうか。サポートセンターを造る前と造る後でどのような効果の変化の違いがあるのかということを示していただきたいということで、この表を作っていただいております。

そこで質問なんです、たしかサポートセンターというのは345か所ですか、ありますね。これが抽出で90の設置地区が調査の対象になっているということですが、この抽出方法を教えてください。一方でもう1つ、右側の方、これも同じようにビフォーとアフターの比較をしていただいておりますけれども、345分の55の地域を抽出した理由、その2つをまずは教えていただけませんか。

保護局 これは抽出といいますか、左側の表につきましては平成25年度に設置された箇所全てを対象とした調査ということでございます。右側は平成23年度までに設置された55のセンター、それを全て抽出して調査をしたということでございます。2つとも、特別調査のような形をとっておりますので、こういう形で計上をさせていただいております。

26年度に設置されたところにつきましては、また26年度の途中、例えば10月とか11月に開所したところもあるということで、この調査の対象からは外させていただいているということでございます。

永久委員 その前のものはないんですね。たしかもっと前からサポートセンターは造られていますけれども。

保護局 20年度に6か所でスタートいたしまして、その後、順次増やしてきております。

永久委員 そのあたりのデータというのはお持ちではないということですね。

保護局 例えば20年度に設置された6か所……。

永久委員 ええ、25年度に設置したものに関してはこういうデータがありますよねというのは分かります。だけど、例えばその前の年度とかその前の年度とか、そうしたものはお調べにならなかったということですか。同じような傾向が現れていれば良いんですが。

保護局 お答えします。右の仮釈放者の取消率の推移の方は23年度までにということで、これは委員がおっしゃっていただいた20年度からの分が入っていますが、左側は25年度の設置の分だけでございます。

永久委員 分かりました。

あと、その下の表があるんですけども、全国と大田区の比較がされていますね。

サポートセンターとの比較ではなくて、全国の一般的な数字と大田区のサポートセンターの数字ということですね、これは。

保護局 そうでございます。

永久委員 なるほど。大田区のサポートセンターというのは、ほかのサポートセンターと特別に違うところというのはあるんですか。

保護局 まず平成20年度に、最初に設置された6か所のうちの1つであるということと、あと事前に御視察をいただくセンターでございましたので、参考までに大田の場合はこういう効果を上げているということをお示ししたいということで計上させていただきましたものがございます。

永久委員 なるほど。特別なセンターではなくて、一般的なセンターの1つの例ということですね。

保護局 そうです。

永久委員 質問は以上です。ありがとうございます。

官房長 瀬戸委員。

瀬戸委員 2点ほど伺います。1点目は細かい話になりますが、レビューシートの成果目標のところ、例えば上に19.1とか19.3とかパーセントが書いてありますね。その目標値の設定はどのように決めたのでしょうか。前年度の実績の0.9掛けぐらいを次の目標値にしているように見えるのですが、多分、ここは16パーセントにするという法務省の委員会か何かで決定された数値があると思いますが、そのロードマップみたいなのが見えないのです。ただ単に、前年度実績値の0.9掛けぐらいの数字を翌年度の目標値に設定しているように見える。毎年毎年、どのような施策をやって、これを低下していくのかということが、この数値から見えません。

一方、性犯罪が91パーセントというのが目標と設定されて、毎年度91パーセントである程度、満たす状態になっているのですが、これもどういう施策を毎年行って、低減化しているのかというのがよく見えない。目標値の設定の仕方と毎年の低減化努

力みたいなのが見えない。それを説明していただきたいと思います。

保護局 まず成果目標のうち、上の再入率を下げるという方でございますけれども、ただいま御指摘がございましたとおり、最終年度の目標値を16パーセントとして、基本的には少しずつ上げていきたいということで、様々な施策、例えば就労支援の充実でありますとか、各種処遇プログラムの充実でありますとか、そういったことをやっておるわけでございますけれども、他の要因等も、例えば経済状況とか雇用状況とか、そういったものの影響も受けるものでございます。

そういうことで毎年度の目標の設定に当たりましては、最終年度の目標は見据えつつも、前年度の達成数値を踏まえて、微修正をしていくというか、そういう形での目標設定になってございます。

瀬戸委員 25年度は達成していますよね。

保護局 はい。

瀬戸委員 そうしたら26年度はもっと小さな数値、例えば17パーセントに設定するとか。こうやると毎年達成はしているんですね、100パーセント。だから目標値にあまり意味ないです。こういう目標設定だとPDCA（Plan Do Check Act）が回らないのではないのでしょうか。達成しているならば、翌年は……。

保護局 もう少し引き下げるといふ、それは確かにもう少し考慮を……。

瀬戸委員 多分、このままだと自己満足で、自分たちは達成している数値が出ている、毎年出ているということで、適切な改善策が採られないのではないかという指摘が1点目です。

あと2点目は、先ほどの井上委員からの説明もありましたけれども、保護司の方の人材育成で、13ページには、保護司のこの制度は更生保護の役割、再犯防止のかなめだと書いてあるのです。かなめなのに、ボランティア制度に頼っているというのが奇異に感じるのと、あともう1つは、確かにセンターを設置することによって、保護司の方のある程度のサポートができ、サポートができることによって保護司の方の活動が適正化され、いろいろな犯罪者の方の効果がある程度出ているところもあるというのは認めることができる。

ただし、例えば17ページ、地方自治体は消極的と書いてあります。保護司だけに焦点を当てるだけでいいのか。例えば地方自治体の協力というのはやっぱり働きかけないといけない。ボランティアが手を挙げていただくのを待つのではなくて、法務省としてどういう人材像を育成しなければいけないのかという、そのプログラムが必要なのではないかなと思います。

年齢は18ページにありますように、多分、上昇傾向にあると思います。下げるためには自営業の方とか主婦の方に参加していただくしかない。一般のサラリーマンあるいは公務員の方は多分、職務上、できないのではないかと。定年退職後ということになりますと、今、60歳から63、65と上がってきますので、徐々に平均年齢が上がっていくというのは仕方がないことだと思うんですね。やっぱり適性が必要と思うんですよ。指導した経験があるとか。だから積極的にある人材像を職域の、例えば分かりませんけれども、警察関係者、あるいは自治体のそういう福祉とかやった人間とか、

あるいは教職員とか、そういう人材の中から積極的に育成していくというような考え方も必要ではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

保護局 お答えいたします。保護司の候補者を確保していくのが本当に大きな課題になっておりまして、今、おっしゃったような職域というようなことも実際にやっているところもあります。東京などでは税理士会ですとか司法書士会とか行政書士の方の団体に働きかけて、そこから推薦をしていただくというようなやり方も採っております。これは最近になって、そういうことをしだしたんですが、そこでかなりの効果が出ているという実例もございます。

更生保護全体が刑事司法のかなめということですので、保護司だけが更生保護を担っているわけではなくて、もちろん保護観察官という国家公務員もおりますので、その両方で役割分担でやっているという状況でございます。

官房長 土居委員、お願いします。

土居委員 今の関連なんですけれども、保護司の方、結局は非常勤なんですけれども、例えば週何時間とか月何時間とか、平均で結構なんですけれども、どのぐらい従事されている時間なのかという、数字を教えてくださいなと思います。

保護局 それはサポートセンターに限ってではなくて、対象者を指導していく……。

土居委員 はい、保護司。

保護局 これはかなり差がありまして、要するに、かなり処遇に手のかかる対象者を担当いたしますと、ほぼ毎日、というのは大げさですけれども、1週間のうちに3日、4日、あるいは休日もかかわりなく、夜中とかでも対応ということがありますので、それは対象者の程度によるんですけれども、どんなに手がかからないといっても、月のうちに2回、3回は本人とは必ず会っているわけですので、その面接をする時間、それから家庭訪問したり、あるいは書類を毎月、対象者の状況はどうであったかということ、就労の状況ですとか交友関係とか家庭の状況とか、全てそれを書類にまとめて提出をすることになっていきますので、そういった時間も入れますとかなり、1週間のうちに1日、2日はそれに費やすというような状況にはなっていると思います。

土居委員 例えば保護司の新しい担い手を探すときに、保護司の仕事というのはこういうものだという紹介を当然されるわけですけれども、そのときに従事する時間がどのぐらいかということは、かなり候補になる人にとって重要な情報だと思うんです。おっしゃるように、当然、担当する相手がどういう相手かということによって長かったり短かったりするというのは分かりました。

ただ、千差万別だという説明をしても、恐らく新しくなろうとする方にとっては分かったような、分からないような説明というんですか、当然、かなり密につき合わなければならない場合には長い時間、自分がその相手と接することになるというのは分かるとしても、新任の方がいきなりそういう長い時間携わるということには多分ならないんだと思うんですね。

最初は、初めて自分がその仕事ができるという手応えというか、達成感というか、そういうものを感じてもらってから、次にだんだん密度の高い保護観察が必要な方に対してつき合うということになろうかと思うんですけれども、そういう新しい保護司を

これから探していかなければいけないというときに、新任の方に対する接し方というのはどういうふうにされているか、ないしはされる御予定かというのを。

保護局 まさに委員がおっしゃるとおりでして、特に新人の方の負担感というのは重くなっている。また、御自身もそのように感じておられますので、できるだけ、そこをほかの保護司がバックアップできるようにということで、特に新人の方にはケースの悩みとか相談ができるようにということで、このサポートセンターもその1つとしてありますし、仮にサポートセンターがなくても、先輩の保護司が相談に乗るという制度を、仕組みとして作るようにしています。それからまた、保護司会にもそういうことに心がけてくださいというように呼びかけてはいます。

保護司会自身がそのことにもちゃんと着目をしていて、新人の人がつらいのでやめていってしまうというような状況は、これはまずいということで、そういう人を周りでバックアップしていこうということに今、努めているところです。

土居委員 最後の質問なんですけれども、13ページにある保護観察のときに教育、就労、医療、保健、福祉、ほかの職種で携わっていらっしゃる方と連携するということですね。もちろん、その連携は今後も深めていただきたいわけなんですけれども、ソーシャルワーカーとか先ほど、瀬戸委員もおっしゃいましたけれども、教育に携わったことがある方とか、そういう方も単に連携ということだけではなくて、もしその連携を1つの契機として、保護司の仕事も担っていただきたい、ないしはもちろん兼職ということには当然なるわけなんですけれども、兼職でいいので保護司の仕事に新たに携わっていただけませんかとかというようにリクルートというか、そういうようなことはやっていらっしゃるんですか。

保護局 現職の方はやはりなかなか難しいものがあります。ですから、こういった教育とか医療、保健の分野で退職をされた方に呼びかけることはかなり積極的にしていますし、現に校長先生の経験者で保護司になっている方は相当数いらっしゃいます。あるいは自治体の福祉の分野の経験をされたという方も保護司に入っていただいております。ただ、現職で所属長の兼業承認を取ってとなると、やはり時間的な制約、そこに職務を割いてでも出られるかというところが少しネックにはなってくるところがあります。ただ、そういう中でも現職の公務員の方にやっていただいているという保護司もおられます。

土居委員 最後と言いながらもう一回。そうすると今のお話は、18ページの職業別構成が右下にありますけれども、これは今おっしゃった、かつて校長先生をやっていたらっしゃった方とかというのは教育関係者に入るんですか、それとも無職に入るんですか。

保護局 現在は無職ということですよ。

土居委員 無職ということですよ。でも、それなりに教育関係者も2パーセントとはいえ、コンスタントにはいらっしゃるということであるわけですよ。

保護局 現職の方もいらっしゃいます。

土居委員 ならば、別にやってできなくはないというか、もちろん所属長の許可を取るのは大変だというのはわかりますけれども、大変だとばかり言っていたら、いつまでもたっても平均年齢が上がるということを食べ止められないというか、ある程度、18

ページにもあるように40代、50代の方にも携わっていただくような取り組みもしないとなかなか……。

もちろん退職者も非常に担い手としては重要な担い手なんだけれども、平均64歳ですから、70代の方よりかは退職直後の方のほうが若返りということにはなるかもしれないけれども、だんだん退職年齢も上がってきていますので、そうすると、65歳というあたりを下回るということは難しくなってくるというような、そういう印象があるんですけども、それでもやむを得ないという感じなんでしょうか。

保護局 実際には今、御指摘のとおり、高齢化してきているというのはそういう面があることは否めないと思います。以前は55歳から60歳のあたりで保護司になって、第一線を退いてという方が今は60を過ぎて働いていらっしゃるということで、そのところで年齢が高くなっているという面はあるかと思います。

官房長 委員にお願いしたいのですが、そろそろ審議終了時間が間近になっておりますので、御質問もこちらに対する答えも簡潔にお願いしたいと思います。また、お手元のコメントシートに記入を始めていただけますでしょうか。

なお、記入が終わりましたら挙手をお願いしたいと思います。審議を続けながらで結構でございます。

まず永久委員どうぞ。

永久委員 先ほど、センターと成果の相関というのはこのとおりなのだろうと思います。

その中の質問で、センターを設置することによって保護司の方の人数は増えるのでしょうか。

保護局 センターを設置しまして、関係機関との連携が深まったりとか、あるいはサポートセンターを拠点に候補者の検討協議会のようなものを開いたりといったことがございますので、センターを設置したところで適任者の確保がしやすくなるということはあると思います。

永久委員 いや、センターをやったところは数字は増えているのでしょうか、どうでしょうか。

保護局 新任保護司数の数で見ますと、設置地区と未設置地区とを比較いたしまして、設置地区では新任保護司の数が4.1人に対しまして、未設置地区では2.9人ということで、設置地区の方が新任保護司数が多いというデータはございます。

永久委員 多いというのは、多いからセンターを設置したわけで、とも読めるわけですよ。センターを設置した後に増えたかどうかです。

つまり何を言いたいかというと、要はセンターを造ったら成果が出るというのはいいんですけども、本当の理由は何だろう。センターを設置したらコミュニケーションが良くなって成果が出たのか、あるいは単純に人数が増えて成果が増えたのか、そのあたりが知りたいんです。

逆にいうと、センターがなくても人数を増やせば増えるのかということでもありません。

保護局 具体的な、増えたかどうか、直接お答えできるデータではないんですけども、アンケート調査においても新任保護司の確保、育成に関して進んだという回答をいた

だいている地区が過半数になっております。

永久委員 ということは、人数が増えるかどうかを証明する方法はお手元にはないということですね。

保護局 方法と申しますか、現在、データはないということでございます。

永久委員 分かりました。もう1つだけ言わせてください。

保護司さんというのはすごく大変だというのは、身内にいますのでよく知っています。その保護司さんたちが本当にプロフェッショナルとして、とても重要な仕事なのにもかかわらず、本当に向いているかどうかというのは、これは微妙な問題だろうと思うんです。

本当に気持ちがあってボランティアでやろうということと、保護司のスペックと言ったら変な言い方ですけども、適性かどうかということはどうやって図っていくのかという仕組みは何もないんですよ。

保護局 ただ、保護司につきましては任期が2年ということになっておりまして、2年の間に保護司としての活動に多少問題があるというか、そういった方については再任しないという形で、新陳代謝は図られていくということがございます。

永久委員 次も意見で終わります。そうした形でリクルートの方法が極めて曖昧と言ったら変な言い方ですけども、人頼りみたいなことになっています。保護司というのはとても大事な機能をしているとするならば、きっちりと適性を図って、さらにこのようなお金の支払い方ではなくて、きっちりと、プロフェッショナルに対して報酬を出していくというようなやり方も1つ、重要なポイントではないのかなと思います。

官房長 石井委員。

石井委員 勉強会でも質問させていただいた事項なんですけれども、今回、新たに101か所のサポートセンターの設置を予定しているというか、その予算計上が行われるところなんですけれども、この101か所の選定というものは現場の声、そういう理解でよろしいでしょうか。

保護局 基本的には各保護司会の御要望を踏まえて選定をしていくということでございます。

石井委員 分かりました。そうすると、各保護司会の中でそういうサポートセンターがあったらもっと良い活動ができるよなという議論というか、検討が行われて申請というか、設置したいという声が上がってくる。これは僕は良いことだと思っているんですけども、一方で、こちら側からというか、保護司の方々は保護区があつて、そこに保護司会があつて、そういう理解をしているんですけども、そういうセンターを設置することの投げかけとか問いかけとか、そういったことというのはされているのでしょうか。

保護局 それは各地の保護観察所を通じて、そういうことも聞いてもらっています。例えばここにあったらいいのになというところは、やはりありますので、それは投げかけてはいます。ただ、実現に持っていくのが地方自治体から場所を借りるのがかなり難しいというような状況があったり、あるいはまた、保護司会の中でも全体でそういった総意として設置するまでにまだ至っていないというようなところもありますので、

投げかけはしてはいます。

石井委員 設置できない理由というか、伺っていると、すごく保護司制度はもちろん昔からとても重要な制度であって、その中でサポートセンターが果たすべき役割だとか、保護司の方の負担軽減というか、そういったことで、例えばできない理由みたいなものを除去していくというか、どういう理由があって、それに対してどういう取り組みが行われるのかなというところなんですけれども。

保護局 1つはやはり場所の確保というのが物理的に大きな要因になりますので、それは各地方自治体の首長さんに実際にお会いをして、お願いをするというようなこととしております。

石井委員 分かりました。質問を変えます。

もう1つだけなんですけれども、今回、レビューの対象になっているのは更生保護サポートセンターの在り方というか、そういったところなのかな。もちろん全体として保護司制度をどういうふうに進展させていくかというところなのかなと思うんですけれども、サポートセンターの活用状況ということで、きょう、別紙で資料を御用意いただいて、ふむふむと思って読んでおったんですけれども、こういったサポートセンターの活用状況というものは、これは共有されているものなんでしょうか。

保護局 はい。例えば保護司さん方の研修資料として毎月、更生保護という雑誌をお配りしております。そこにサポートセンターの活用状況というのをほぼ毎号載せておりまして、有効な活用がされているところの活動状況については全国で共有されるという状況がございます。

石井委員 分かりました。

これが最後の質問です。今の議論の中でも、新たななり手のところがリクルートがとても重要だということは、恐らくここにいる全員が思っているところだと思うんですけれども、新たななり手に対するアプローチはいろいろなリクルートの仕掛けがあるというようなお話だったんですけれども、更生保護サポートセンターの活用状況という中に、これは恐らく既に保護司の方のサポートの拠点になっているのかなと思うんですけれども、先ほどのほかの委員の方々から、じゃあ、サポートセンターができたら人が増えたのかみたいなふうにもあるんですけれども、新たななり手を発掘するというか、見つけ出すためにサポートセンターが果たした、こんな例があったとか、そういったものの共有とか、実際、どういうリクルートの拠点としてというか、それはどのように捉えていて、また、どんな活動があつてというところなんですけど。

保護局 例えば一例でございますけれども、御視察いただいた大田などでは、サポートセンターができたことで区とか関係機関から、こういう協議会のメンバーになってもらいたいというようなオファーがかなりくるようになりまして、そういう関係の会議に出ている中で、そういう関連分野での保護司候補者の確保、そういった情報が集まりやすくなってきているということはあるかと思えます。同じような活動をしているところは多くのサポートセンターで見られると思えます。

石井委員 分かりました。ありがとうございます。

官房長 瀬戸委員、お願いします。

瀬戸委員 先ほどの質問のところで答えていただけていないところがあるので確認しますが、国と地方自治体との関係が構築できていないのではないかなと思っています。17ページに地方自治体は消極的としか書いていないんですね。保護司の方は、地方自治体は消極的と指摘されているんですね。

この自治体とのコラボレーションというか、サポートセンターが、改善の1つのきっかけになるのではないかなと思っていたのですが、20ページのサポートセンターの機能の中には、自治体との関係というのは警察、学校との勉強会を共催するとか、あるいは地方公共団体への期待としか書いてなくて、何か、連携のところ不明確ですね。

この辺のところも多分、サポートセンターの予算配分等については大きな問題はない。論点のところにも書いてありますように、全国一律では駄目だ。ある程度、柔軟な予算配分をしなければいけないということに気付いているので、予算配分は問題ないのですが、センターというのはもっと戦略的に、自治体とのコラボレーションに使うという意識が弱いのではないかな。それについてはどのようにお考えなのでしょうか。

保護局 まず本省といたしましても、地方公共団体の協力を得ることは非常に重要というふうに考えておまして、本省レベルでは総務省などにも働きかけをいたしまして、そちらからサポートセンターの設置を始めとして、更生保護に協力をするようにという文書の発出をいただいております。

あと、都道府県単位、市区町村単位におきましては各保護観察所で、例えばサポートセンターの設置に当たっての協力を具体的に首長さんをお願いをするとか、あるいは更生保護の関係の方との協議の場を設けていただくとか、様々な形で連携の強化を図っているところでございます。

瀬戸委員 もう少し明確に、サポートセンターの機能の中に、自治体とのコラボレーションについて明確に記して、実行プランに移す必要があるのではないかなと思います。

保護局 それはそういうふうに取り組んでまいりたいと思います。

官房長 中村委員。これで最後の質疑、御指摘にさせていただきたいと思います。

中村委員 差し替えで頂戴したサポートセンターの運営費、活動実績の資料についてなんですけれども、こちらは人数別で開所日数等について記載をしていただいているのですが、これは拝見をすると、必ずしも保護司会の定員が多いところが多いということではなく、かなりばらつきがあるというような実態かと思われまます。ここの部分についてのある意味、コントロールというのは特段、法務省としてはされていないという理解でよろしいのでしょうか。開所日数をどうやって定めるのかということですか。

保護局 開所日数につきましては、基本的には週5日、開所しているところがほとんどだと思います。ただ、地域によりましてはそれほどの必要性がないということもあって、少数ではございますけれども、週3日程度のところもございます。そのあたりは、そういうところを是非、5日開催してくださいとか、そういう形の指導は行っているわけではございません。

むしろ各地区の状況に応じて、例えば面接場所としての活用を重視しているところとか、関係機関との連携を重視しているところとか、そのあたりの活動の内容面も含め

て、地域の実情に合わせた形で有効に活用していただきたいというふうに考えております。

中村委員 いろいろなことで利用がされているということは理解ができるんですけども、何のために開所されているのかということがいま一つ、自主性に任されているということが結果として開所日数等も自由であり、また、どこに設置をするのかということも、法務省としての理念が生かされていないというところがあるのかなという感じがしております。

官房長 それではコメントシートの御記入は終わられましたでしょうか。

永久委員 終わって時間があるなら。

官房長 今、瀬戸委員において集約されますが、その間、どうぞ。

永久委員 サポートセンターの実態といいますと、本当に会議をやったりとか打ち合わせをやったりとか、あるいは面接をやったりとか、そういった感じで使われているようです。それはそれで保護司の人たちにとっては負担がといいますか、面倒くさいのがそれでなくなるというふうなことで重宝はしているようなことのようにですが、実態として、それほど成果に結びついているかといったら、個人的な感想みたいですけども、よく分からないというのが実態だというようなことを複数の方から聞きました。

さらに、常駐している企画調整保護司ですか、その方々というのは一人ではなくて、ここに常駐できる人と言って手を挙げて、それで順番で滞在しているというような状況で、そんなような感じで使っているみたいです。

一番困っている状況というのは、保護観察官との連携というのがここにはすごく密にあるようにありますけれども、それほどないみたいですね。それは案件を100も200も抱えていて、保護観察官の方一人みたいな状況で、現場は保護司の方々に預けられてしまっているような状況で、そういう意味で負担がものすごく多くて、なかなか自分たちの仕事、本業に差し障りがあるというような状況で皆さん、一生懸命努力されているような実態だと思います。

これもどんどんそうした人というのは減っていくというか、退職者しかなくなってくるのではないかと、自営業しかやっているとはいえないかというような気がしますので、こういうことを、本当にじり貧になっていってしまうような気がしますので、このシステムでは続かないと思いますので、根本的な改革みたいなものを、この仕組みを維持したいならというか、この機能を維持したいなら、そうした検討が必要なのではないかなというふうに感じました。意見です。

官房長 ありがとうございます。

お願いします。

瀬戸委員 集計が終わりましたので、結果を発表したいと思います。

いただいた代表的なコメントをまず紹介したいと思います。広報拠点としての活用により積極的に検討すべき、センターの機能の有効性は理解できたという意見があります。あと、戦略性に乏しく、センターの設置は一定の効果を出しているとは思いますが、保護司の安定確保、適性化については十分ではない。適性を持った人材を確保することが必要だ。それから3点目でしょうか。保護司サポートセンターのPRをもっと積

極的に実施を。これは多分、人材確保にもつながると思います。それからレビューシートの中の1ページ目の目標設定です。適正化が必要だということです。あと、センター事業など、一部改善が必要と考えるが、センター事業というのは有効な施策だと評価があります。成果目標を更生保護サポートセンターの設置によって期待する効果と関連性の強いものにすべきだという意見。それから、予算配分は執行状況を見ながら重点化、効率化、柔軟性を持って対応するというような意見があります。

評価の選択肢については抜本的な改善が2票、それから事業内容の一部改善が4票。多分、事業全体の抜本的な改善のところ、一部改善、非常にグレーなところがあるので、抜本的というところも多分、一部改善に近いような内容だったとコメントでは把握しています。

この結果に基づきまして、本事業の評価結果の案としては、事業内容の一部改善、取りまとめコメントとしては、1点目は、目標設定の適正化を行うということ、2点目は、予算配分は執行状況を見きわめながら重点化、効率化を行う。3点目は、人材育成の話がありましたので、保護司の安定的確保、並びに適性化について不十分なので、適性を持った人材の確保、育成を行うというコメントを採用したいと考えます。

この評価結果及び取りまとめコメント案に対して、委員の皆様、何か御意見はありますでしょうか。

土居委員 基本的に良いと思いますが、細かいところですけども、予算配分の重点化、効率化というのはサポートセンターの中で一律、210万円でしたっけ、そういうところをもう少しメリハリづけする必要がある。かつ、それはたくさん使いたいといっているところにどうぞどうぞという話ではなくて、必要性とか具体的に執行しようとしている予算の内容を見きわめながらすべきだという意味では、更生保護サポートセンターのセンター間の予算配分というのを冠につけていただきたいというか、更生保護サポートセンターの予算配分について、センター間のというか、各センターにどれだけ予算を配分するかという、そういうニュアンスだということを強調していただければありがたいと思います。

瀬戸委員 それでは、この評価結果としましては、評価結果は事業内容の一部改善、取りまとめコメントとしては目標設定の適正化、それから人材育成、プラス予算配分、センター内、センター間について十分な柔軟性、効率化を図っていただきたいというのが最終的な……。

永久委員 よろしいですか。最終的なコメントには異議ありませんが、抜本的な改善も一部改善のような内容でしたのでという御発言がありました。私はこのシステムでは続かないだろうというふうに思って、抜本的改善をしましたので、一部改善に近い話ではないということをお述べさせていただきたいと思います。

土居委員 それならば、特に永久さんがおっしゃっていた保護司の人材育成とか登用について抜本的にという。コメントの中に、コメントというか、先ほどの人材育成のところの文章の中に抜本的という文言を入れるというのは。

永久委員 いや、そこまで。私が個人的に強調したいところでしたので、それは取りまとめ役の方にお任せします。

瀬戸委員 今後、施策が十分機能するかどうかということで判断させていただきたいのですが、もしそれがうまくいかなかった場合は抜本的な改善が必要ではないかと思えますけれども、まだセンターが機能し始めたというところですので。だからセンター機能を十分に利用していただいて、人材育成のところも育成を図っていただきたい。

もし数年後に再度見直しを行ったとき、人材育成等が行われていないときは抜本的な改善が必要であるというように判断させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

官房長 ありがとうございます。

ただいま御発表いただきましたとおり、本事業につきましては、事業内容の一部改善との評価結果をいただきました。また、目標設定の在り方、人材確保策、あるいはセンター内の予算分配の在り方、また、さらに永久委員からは、恐らく保護司制度全般について抜本的な検討を今から始めないと間に合わなくなるよという温かい御指摘を賜ったと思っております。

この評価結果や取りまとめコメントなどを踏まえまして、保護局においては概算要求等に当たって、議論の内容を適切に反映して、事業の見直しを進めていただきたいと思えます。

以上をもちまして、「保護観察の実施」の審議は終了といたします。ありがとうございました。

ここで説明者を変更しますので、若干の休憩をとらせていただきたいと思います。

(休 憩)

官房長 それでは、ただいまから議題2の「登記事項証明書の交付事務等の委託」について審議いたします。民事局から5分程度で説明をお願いします。

民事局 民事局でございます。よろしくお願いたします。

それでは登記事項証明書の交付事務について御説明をさせていただきます。民事局分の資料といたしましては29ページ以降となっておりますけれども、まず37ページを御覧いただければと存じます。

不動産登記あるいは商業・法人登記の事務につきましては、全国の法務局、地方法務局で実施しているところがございます。これらの事務をつかさどる官庁を法令上、登記所と称しておりますが、登記所の業務を大きく2つに分けますと、第1として、当事者から提出された登記申請書の審査事務、第2として、登記事項証明書の交付事務に分類されます。後者の登記事項証明書の交付事務が今回のテーマに関係するものでございます。

登記事項証明書の交付事務は、従来は国家公務員である登記所職員が行っていましたが、平成20年度から一部の登記所におきまして民間委託を開始し、平成23年度から全国展開をしております。これにより、登記所職員の定員は1,181名削減され、実施経費は、国が直接実施していたときが年額約110億円でございますので、それと比べますと、約41億円の減、率にして39パーセントの節減となっております。

現在の委託契約の契約期間は28年9月までとなっております。次期契約につきましては今年度中に入札を実施し、平成28年10月から4年間の委託契約を締結するという予定としております。この入札につきましては関係機関の審議を経まして、入札実施要項を策定した上で実施することとされています。現在の実施状況につきましては資料の41ページに記載がございます。

この入札の結果、落札をいたしました受託事業者に対しましては委託費を支払うこととなりますけれども、この業務の性質上、委託費の大半は人件費であると考えられるところがございます。近年の労務単価の上昇基調というものを勘案しますと、次期入札に向けまして、委託費を節減する工夫をしていくことが課題であると考えているところがございます。

このような観点から、効率化のために機器を活用するということが経費節減のために有用であると考えておりまして、43ページに証明書発行請求機の概要が記載してございますけれども、ここにあります発行請求機の活用を検討しているところです。発行請求機は利用者の待ち時間の短縮や証明書の発行の迅速化を図るために導入したものですけれども、民間事業者が入札に参加しやすくなるというメリットもあることから、現在、登記所412庁のうち、118の登記所に合計で234台の発行請求機が配備されているところがございます。その運用経費自体は年間約1億3,000万円となっています。

46ページを御覧いただきますと、発行請求機のメリットについて記載がございますが、発行請求機の使用によりまして、請求対象の証明書自体と請求書が自動的に印刷される。このためお客様、それから受託事業者の双方にとって省力化のメリットがあり、受託事業者側の作業につきましては、ここに記載がありますように1通当たり26.9秒、約30パーセントの省力化が可能となります。

以上を踏まえまして、発行請求機の活用を検討したいと考えているところですが、その具体的な方策としては発行請求機の配置基準の見直しと利用促進の2点を考えているところがございます。配置基準の見直しにつきましては次の47ページを御覧ください。

現在、発行請求機は各登記所の各種の証明書の総通数に基づいて、年間35万通以上の登記所に2台配置するとの基準により配備されておりますが、利用実態を踏まえますと、大きく分けて3つの観点から見直すことが相当ではないかと考えているところがございます。

第1としまして、基準のベースとしている総通数の中にはオンライン請求など、発行請求機の利用とは無関係なものも含まれていることから、窓口請求通数をベースとした上で利用率も考慮しつつ、配置を決定すること。第2といたしましては、1台当たりの利用通数が多いにもかかわらず、利用率が低い登記所がありますことから、交付通数が多い登記所につきましては台数を増加させて節減効果をさらに発揮させること。第3に、利用実態等を踏まえますと、2台以上配備している登記所の中には、より少ない台数でも十分なところがありますことから、その場合には発行請求機を他の登記所に移設をして、配置の最適化を図る、この3つの方向での見直しが相当ではないか

と考えております。

そこで具体的な試算でございますけれども、48ページを御覧いただきますとおり1つの試算を考えているところでございます。まず利用率につきましては後ほど御説明いたしますような利用促進策により、利用率が高い登記所の実績値である65パーセントまで向上するものと想定をいたしまして、1台当たりの年間利用通数につきましては、実績を参考に年間8万通と設定した上で、各登記所ごとの想定の間年の利用通数を年間の交付通数8万通で割りまして、必要台数を算出するという基本的な考え方に立っております。

具体的には利用者の利便性の維持という観点から、既存の配置庁につきましては最低1台を維持するという方針を立てた上で、発行請求機1台当たりの損益分岐点、これが算定すると5万8,000通くらいになりますが、それを算定した上で、想定の間年利用通数を8万通で割った余りが5万8,000通を超えるという場合には1台を追加するというところで試算をしております。

この試算は1つの試算にすぎず、不十分な点もあろうかと思いますが、この考え方によって試算をしてみますと、配置台数は現在より16台減となりまして、経費の節減効果は、委託費の経費減と請求機の経費減を合わせて1億円余りとなります。なお、利用率を50パーセント、80パーセントにそれぞれ変動した場合も試算してみたところ、49ページに記載がございますような試算結果となっております。

第2の利用促進策でございますけれども、資料50ページを御覧いただければと思います。これまでも発行請求機の利用促進策については種々講じてきたところでございますが、今後も利用実態を踏まえ、さらに効果的な利用促進策を推進する必要があると考えております。

例えば、利用者は待ち時間が少ないことをメリットと感じていることを踏まえまして、3の2つ目のポツにございますように、請求機による請求と窓口請求につきまして、待ち時間を掲示板に比較表示したり、印鑑証明書については発行請求機を利用するお客様が多いことに着目をいたしまして、印鑑証明書を請求する方に重点的に御案内をしたり、また、不動産登記に関する請求の際に、地番検索の案内を求めるお客様が少なくないことから、このような案内を窓口でする際には、あわせて発行請求機の利用を案内することなどが考えられると思っております。こうした方策についてはさらに検討を進めていきたいと考えているところでございます。

官房長 この議題の論点等について会計課長から説明させます。

会計課長 それでは論点について私から御説明させていただきますが、まず55ページの論点等整理シートを御参照いただきたいと思います。

今、民事局から御説明がありましたとおり、証明書発行請求機、これは利用者の利便性の向上、あるいは証明書の交付事務等を民間委託するための委託費の削減を図ることなどを目的として法務局に設置しているものでございますが、論点といたしましては、証明書発行請求機は年間1億3,000万円の経費をかけて、登記事項証明書の請求通数が多い一部の法務局に設置されているところですが、現状を見ますと、登記所ごとに請求機の利用率が大幅に異なっております。

そのため、委託費の削減効果よりも機器の運用経費のほうが高額となっているのではないかという問題がございます。そのため、発行請求機の台数を削減して運用経費を削減すべきではないか、あるいは逆に現在設置されていない法務局への新たな設置、あるいは現在設置されている台数を増設して、一層の有効活用を図ることによって発行請求機の運用経費以上に委託費の削減効果が見込まれる場合もあるのではないかと、いったことが考えられるため、現行の配置基準を見直す必要性が議論になるのではないかと思います。

この配置基準の見直しの検討に当たりましては、経費面のみならず、発行請求機の設置によってお客様の待ち時間が少なくなるという効果にも目を向け、このようなお客様に対する利便性の向上の観点も踏まえる必要があるのではないかと考えられます。また、登記所ごとに発行請求機の利用状況が異なっているという状況がございますので、各法務局が行っている利用促進策についても見直しが必要になってくるのではないかと、この点も議論になるのではないかと思います。

以上が「登記事項証明書の交付事務等の委託」の論点になるのではないかと考えている点でございます。

官房長 それでは、委員の皆様から御質疑、御指摘、御意見等を賜りたいと思います。

瀬戸委員 今回の発行請求機の運用経費がかかり過ぎるという件について関連するところですが、つまり、評価レビューシートの入札のところですが、例えば発行請求機のほうは、J E C C がリース会社になっている。これは競争入札をやったにもかかわらず、1者応札なんですよ。だから55万円が高過ぎるのではないですか。競争入札をもっと適正にやる必要がある。1者応札しかしていないというのが問題。

もともとJ E C C というのは通産省が肝入りで作ったメインフレーム、日本のコンピューターを守るためにそもそも作った組織であって、今はもうミッションは終わっているんです、リース会社としては。だからもっと一般的なリース会社に参入していただいで競争させれば、もっと安くなるのではないですか。そうすれば5万8,000通とかではなくて、もうちょっと少ない枚数でもペイするのではないのでしょうか。その辺のところはいかが考えていらっしゃいますか。

民事局 お答えします。現在のところ、御指摘のとおり、1者応札ということに結果的になっておりますけれども、もうちょっと競争を働かせることによって経費を落としていくということは、重要だと思いますので、もっと競争が働くように工夫していきたいと思います。

瀬戸委員 安くなるはずですよ。一括して法務省が何年も使うということも分かっているればもっと安くなる。だから、この入札方式をもう少し改善していただきたい。

あと、関連するところでよろしいでしょうか。やはり入札のところなのですが、例えば委託業務、事務委託、見てみますと、ある企業、固有名詞を言っていないんですかね。テンプスタッフ・ピープルとかテンプスタッフ・フォーラムとか、関連する企業がいっぱい入っているんですね。もしかしたら入札者数というのが3と書いてあるのは、関連する企業で集まった3者ということはありませんよね。入札者数の具体的な企業名を教えてください。

民事局 53の単位で入札に参加した企業は大体165ぐらいございます。入札者数3につきましても、テンプスタッフとはそれぞれ別の会社であると理解しております。

瀬戸委員 具体的に教えていただきたいのですが、例えば入札者数3というのは具体的にどの会社なのか。要するに、一般競争入札が適正に行われているのかということが非常に心配なのです。この手を挙げている企業を見ますと、関連会社しか手を挙げていない。

民事局 具体的なところは、調べた上でお答えします。

瀬戸委員 後ほどでも結構なので。

官房長 井上委員。

井上委員 私は、現場の登記所にお邪魔させていただいて気付いたところがございましたので、それも含めて質問したいと思います。

今回のレビューシート上のアウトカムが利用者の待ち時間の削減と満足度の向上という、そういったことですので、利用者目線から、私、初めてああいう機械を見せていただいて、使わせてもいただいたんですけども、非常に動線が複雑です。

特に不動産登記に関しては、説明も受けましたが、地番と住所が違うためにわざわざ地番を探しに地図のコーナーに行ったりして、紙の地図を見たり機械を見たりした後で、また請求機に戻らなければいけない。戻った後、それで終わりかという、今度は印紙を買いに並ばなければいけない。私が実際に行った現場でも、自動請求機では特に人は並んでいなかったにもかかわらず、印紙の売りさばき所では行列ができていたということで、非常に難しい動線になっているという部分がございます。

動線を変えてもらいたい、見直してもらいたいというのは一番軽い指摘なんですけれども、それよりも、本当は自動発行請求機の中に住所と地番が例えばひも付くような、いわばワンストップのイメージでいうと、機械の前に立って、機械を使うだけで全ての処理が終わる。地番と住所がひも付くようなデータを請求機の中に入れる。もっといえば、印紙もそこで買えることができないか。

ただ、そこは、財務省さんとの関係でなかなか難しいということは承知していますが、利用者はそういうことはあまり関係ありませんので、そうすると今、私が申し上げたような動線の問題ではなく、機械を進化させることによって、ワンストップでそのままこういった登記が楽に行えるというふうにはできないのかと考えたところがございしますので、そのあたりはどのレベルで改善ができるのか分かりませんが、一通りのお考えをお聞きできればと思います。

民事局 ありがとうございます。

発行請求機の利用率の向上にとりましては、やはり動線が非常に重要です。まず入り口のところから、どこに機械があるのか、それから最後までの流れというのがかなり利用率を左右しておりますので、動線につきましてはこれまでも工夫をしてきているところがございますし、今後も工夫をしていきたいと考えているところがございます。

また、御指摘のありました不動産の証明書につきましては、これは地番と住居の表示が違うということで、機械に行く前に自分の地番を知ることが必要になってま

いります。そういう意味では、機械に地番を検索するシステムが入れば一番よろしいわけですが、これにはシステム改修、民間企業からのライセンス等で数億円かかると言われております。別の方法として、登記所単位でスタンドアローンの機械を入れるという方法もございますので、今後、考えていきたいと考えているところでございます。

また、印紙を買う代わりに、機械自体にお金を入れるということで証明書が出てくるという形ができましたら、それは確かに印紙を買う必要がなくなりますので便利だということは認識しております。この場合には現金を入れるということによりまして、さらに現金をどう後で回収して、どう日銀に納付をしていくのかというような現金取扱い、あるいは搬送警備というような問題も出てきますので、そのあたりとコストの見合いではないかと考えているところでございます。

瀬戸委員 レビューシートの1ページ目ですが、アウトカムのところの目標設定、85パーセントを30分未満ということで設定されていて、ほとんど充足しているわけですね。あるいは満足度も85パーセントで普通以上ということですが、これも達成している。

これでは皆さん方、モチベーションが働かないのではないのでしょうか。皆さんは今まで1時間待たされて、30分になったら、それはいいかなと思いますけれども、我々にとっては待ち時間ゼロですよ。だから、もし100パーセント達成したら、次はもうちょっと高い目標を。これは民間企業の考え方ですね。競争相手がいないから、自分たちが30分待たされて85パーセントが満足していれば、それでいいんだというお考えかもしれませんが、より高い目標を徐々にロードマップ的に達成して、最終的には待ち時間ゼロにするというような志を持っていただきたいと思います。

民事局 御指摘ありがとうございます。

おっしゃるように、これで満足をするということではなく、待ち時間はできるだけ少なくすることがお客様のためになりますので、そこはゼロを目指して、改善の努力をしていきたいと考えております。

瀬戸委員 先ほどの質問について、入札業者は分かりましたでしょうか。

民事局 今、調べております。

官房長 石井委員。

石井委員 入札のところで質問なんですけれども、業者というよりは、34ページです。

登記事項証明書交付事務等の委託ということで、いろんな先に対して委託、入札、これはエリアで区切られているような感じなんですか。ここの地区の証明書交付事務等を委託する、そういう形になるのでしょうか。

民事局 基本的には入札単位となっておりますけれども、入札単位は通常、都道府県単位。例えば群馬であれば群馬の局になる。ただ、東京は非常に事件数が多くございますので、東京については3つの単位に分けています。そういうことで、全国で53単位となっているところでございます。

石井委員 分かりました。そうするとこの業務は、機械化の話との関係なんですけれども、機械化が進むとこの委託料が減るという関係にあるという説明だと思えます。それ

はよろしいでしょうか。

民事局 そのとおりでございます。

石井委員 そうすると過去、ある範囲、あるエリア、北海道なら北海道だったとして、その証明書交付事務等をやりますということで入札をされる業者の方は、そこにどれだけの機械があり、このぐらいいは機械で出るからうちはやらなくて大丈夫だよねというようなことは、それはどのように把握できているんですか。

民事局 入札をされる際に入札説明会等がございますので、その登記所の設備についても御説明いたします。そのときに発行請求機は何台あるかということは御説明をいたしますので、何台あるなということをお前提にして入札額を決められるというふうに理解しています。

石井委員 そうすると、事業者にとっては発行請求機が多ければ、恐らく手でやらなければいけない部分は減るだろうということを事業者側が考えて、額を決めてくる。

民事局 はい。

石井委員 分かりました。

ちなみになんですけれども、機械化の部分というものは、これは民間に持っていくことというのは難しい理由というのはあるんですか。全体として発行事務というものがあるのであれば、その発行事務をいかに効率的にやれるんですか。

つまり機械化を進めるだとか自動化を進めるという部分というのは、やはり民間が得意とする部分なのかなと思うんですけれども、その中で顧客満足度みたいなモニタリングはしなければいけないと思うんですが、機械化も含めて民間の知恵を借りるといふ、これは何か難しい理由とかはあるんでしょうか。

民事局 そこは制度としては、機械も含めて委託費を決めていくという形もあり得ると思いますが、やはりある程度、機械が前提となっていた方が、その分の設置費用等はいかからない。あるいはリース料等の負担がなくなるということから、今は国で予算要求した上で費用を持っているということでございます。

石井委員 分かりました。

一旦、最後の質問なんですけれども、機械の利用率を高める、つまり機械の利用率が高まることによって、機械の利用率が高まっていますよということが、事業者の方が、例えばここに2台機械があります。この2台がどれだけ証明書を発行してくれるから、人による部分はこれぐらいで済むよねというのは委託費の削減につながると思うんですけれども、そうすると、先ほどもありましたけれども、利用率を高めていこうという努力が必要。これはつまり、機械の利用率を高めましょうという活動については、特に事業者の方はタッチしない感じになってしまっているんですか。

民事局 できるだけ機械の利用率を高めていったらどうかというようなことについては、日常的に事業をやる中で協議をしているところもでございます。

また、入札に当たって、例えば入札の際の提案で発行請求機をできるだけ利用するというような御提案をいただいたときに、それを入札の中で評価をしていくというようなこともやっているところでございます。

石井委員 分かりました。最後の質問、1つだけです。今、現状で234台ということで、

この234台を配備基準を見直してという話もあったんですけども、その機械は、いってしまえば専用の機械じゃないですか。それをリースしている状態だと思うんですけども、これは減らすと決まれば減るものなんですか。それはリースを切ってしまえばいいという、そういうものという理解で。

民事局 そうです。

石井委員 物はそれ専用ですよ。

民事局 はい、そうです。物自体は専用ですので、一番良い活用は、2台から1台にするところの1台分をもう1台必要としているところに移設するというのが一番効率的だとは思いますが。ただ、リース契約も今回、新しい入札ということになりますので、一番考えやすい時期ではあろうかというふうに考えているところでございます。

石井委員 分かりました。ありがとうございます。

土居委員 今回の関連なんですけれども、私ならば、65パーセントまで向上させるということであるならば、当然、民間委託の契約も連動させて、もちろん新たに包括的民間委託のところの契約も65パーセントに上げるという本省の目標に連動させる形で契約を結ぶ。ないしは落札者はそれにコミットさせるということを考えるべきなのではないかと思うんですけども、それは今、考えていらっしゃるんですか。

民事局 入札は、総合評価落札方式ですので加点事由というのがございます。その加点事由の項目の「高い水準での事務処理を実現する提案」という中に1つの要素として発行請求機の利用が入っている状況でございます。御指摘のように、発行請求機自体を特に利用を高めるという観点からしますと、加点事由の中の1つの独立した項目に発行請求機の利用促進というのを入れるということも考えられると思います。

そういう意味で、これから実施要項を見直していく中で、発行請求機の利用ということ独立の項目にするかどうかというところは検討していきたいというふうに考えております。

土居委員 検討していきたいというレベルということですか。つまり、入れることをほぼ想定しながら、最終的に実施要項をまとめるというおつもりなのか、それともまだそこまでははっきりとはここで言えないという段階なんですか。

民事局 現時点ではそれも含めて検討していきたいと考えています。

土居委員 そうすると、こちらのコメントでそういうことを言わなければいけないということですかね。分かりました。

やはり65パーセントを目標とすると、47ページ、48ページの話だけ1つ単独でいったところで、井上委員の質問にもありましたけれども、それだけで65パーセントが担保できるのかと言われると、やはり心もとないところがあるなという感じは否めない。特に51ページからある実績を見ると、とても65パーセントからほど遠いような利用率になっているところがたくさんあるわけなので、そう考えると、もちろん今回、新たな契約を結ぶところからということにはなろうかと思っておりますけれども、包括的民間委託のところで65パーセントが当然、受託するからには65パーセント以上になるということ、それについてコミットしてもらわないと落札できませんよというぐらいの意気込みでないといけない。

それからもう1つは、65パーセントになるということは、すなわちその分だけ、民間委託での人件費を節約できるという効果が当然出てくるわけですから、それも当然、今回の包括的民間委託の中で評価する対象になる。65パーセント以上にするということの担保と、65パーセント以上にしたことによって減らせる人件費のところが部分もきちんと応札者に対しては、それが評価対象になるということを事前に言っておかないと、この両者の相乗効果というか、機械化によって人件費も民間委託のところで節約できる。だからこそ、委託費が抑制できる。2つの良い効果が働くという、そういう効果が見えにくい。契約を結ぶ段階で担保しておかないと、その2つの相乗効果が出てこないということではないかと思います。

それから最後に、先ほど、井上委員が御質問されていたところで、まだ納得できる回答でなかったのでお伺いしたいわけですが、発行請求機を地番検索の機械と別に契約されるということになっているわけですが、それは機械の中に重要な情報が入っていて、そこまでも包括的民間委託の中に入れられないということだからそうしているのか、それとも、別にやろうと思えばできるけれども、今はそこまでは考えていなかったということなのか、どちらなんですか。

民事局 システムの開発ということが必要になります。理屈の上ではできるとは思いますが、ただ、開発費用ですとか、そういういろいろな機能がついている機械ということですので、1回当たりの利用時間も長くなりますから、置く台数も多分多くなるとか、そうすると経費もかかるとか、あるいは登記所のスペースの問題ですとか、そういったところも含めて考えていかなければならない、と考えております。

瀬戸委員 関連する質問ですが、利用率を上げるということは、一番簡単なのは人が介する場合と機械の場合、原価計算をして、機械でやった場合は安くするとか、人がやった場合、その分だけ高くするとか、そういうことはできないのですか。そうすれば、必然的に安い方に流れると思う。これは一般的な経済的な話ですね。

機械でやったらコストカットになる、コストカット分だけ証明書を安くする。人件費の方が高い、高い分だけ証明書の発行手数料を高くするということはできないのでしょうか。

民事局 具体的には窓口で請求する場合と発行請求機を通じてやる場合で手数料を変えるというようなことが端的なインセンティブになるのかと思いますけれども、それ自体は一つ検討していかなければいけない課題だと思っておりますが、発行請求機の場合、どうしても地方で発行通数が少ないところは入っていないところも多い。そういったしますと、その地方の方、発行請求機が入っていないところの方はどうしても高い手数料を負担しなければいけない。発行請求機がある場合には、あるところについては安くなってしまうということもありますので、そういう全国的な公平感といいますか、そういうものも合わせて検討していかなければいけないのかなというふうに考えておるところでございます。

官房長 中村委員、永久委員と連続して御質問、御意見を賜ります。まとめて答えさせていただきますので。

中村委員 先ほど、ほかの委員の方々も御指摘のとおりで、利便性という観点からすれば、

できるだけワンストップということが望ましいということだと思っただけでも、そこまでいかないとしても、普通、例えば市役所等ですと、印紙というのは大体、自動発行機で買えるわけなんです、法務省の場合、基本的には印紙売りさばき所というところで並んで買う。こう言っただけですが、暇そうなときもあれば、非常に並んでしまうようなときもあるということからすると、あの部分が自動化できると効率的ではないかと思っただけです。法務省の効率化になるのかよく分からないですが、行政全体としてみれば効率的に思われるのですが、いろいろあって難しいのかなと思っただけです。しかし、先ほどの御説明ですと、できるような御説明だったかなというふうに理解したんですが、そのあたりについて御教示をいただければというのが私の質問です。

永久委員 機械を無理やり使うという立てつけになっているのがそもそも間違いではないかなと思っただけです。要は利用者にとっては早く終わればいい手続で、法務省にしてみればコストが下がればいい話であって、それで機械を使おうが使わまいが関係ない話で、使いにくい機械なわけですね。使いにくい機械を無理やり使ってもらったって、これはしょうがない話で、使いやすくするか、あるいは使いやすいように使える人たちを、先ほどありましたけれども、民間の方をお願いするとか、そうしたやり方にすべきなので、最初から65パーセントを目標にしますというのがそもそも無理な考え方かなと思っただけです。皆さんの意見を伺って、私なりの意見です。

官房長 まとめて。

民事局 印紙の売りさばきの関係でございましてけれども、確かに今、印紙を新たに買わなければいけないという形になっておまして、印紙自体は、これは今回の証明書発行業務のみならず、審査業務にも関わるものでございまして、なかなか短期的に印紙を使わないようにするというのは難しいと思っただけですけれども、大きな方向性としたしましては、できるだけ電子納付を増やしていくということが望ましいと思っただけです。

ただ、証明書業務におきましてある種、ATMのようなものを別途入れるということになりますと、これまた相当なコストがかかることになりますので、なかなかコストとの見合いでいうと非常に短期的には難しいのかなと思っただけですけれども、長期的にはやはり考えていかなければいけない課題であろうと思っただけです。

中村委員 私の質問は印紙の発行機、300円入れて300円の印紙が出てくるというようなものを導入してはということなんです。

民事局 印紙の販売につきましては、国が直接販売しているものではなくて、登記所に入っている民間の事業者が販売しておりますので、その部分の効率化というのは印紙販売業者の効率化ということになります。先ほどの自動販売機ということをやるとすれば、印紙を貼るということをやると必要はなく、現金を入れてとか電子納付という仕組みを入れ込んでやるという形になりますので、その場合、印紙は必要なくなる。そういう仕組みも理屈の上では可能だというふうに考えております。

官房長 瀬戸委員から御質問がありました入札業者について報告させます。

民事局 東京法務局の例でございまして、3者でございまして、テンプスタッフのほかに、テンプスタッフのグループ会社以外の2者が入札しております。そのほかの入札単位

におきましても、テンプスタッフがグループで2者とか3者入っているという例はございません。

瀬戸委員 適正な入札が行われていると……。

民事局 はい。

官房長 そろそろコメントシートの御記入をお願いいたしたいと思います。終わりましたら事務局が回収いたしますので、合図を送ってください。

その他、この間に最後の御指摘を賜る事柄はございますでしょうか。

瀬戸委員 レビューシートの3ページ目の点検改善結果の項目に「過誤事案が発生するなどサービスの質の低下が見られる」。過誤事案というのはどのような事案が生じたのでしょうか。

民事局 過誤事案といたしましては、例えば印鑑証明書を違う人に渡してしまうとか、違う不動産についての証明書を出してしまうとか、典型的に起きる過誤事案はそのようなものがあります。

瀬戸委員 教育で是正する話ですよ。

民事局 適正さというものが証明書の場合は根本になりますので、我々、常に受託事業者については折を見て、指導しているところでございます。

井上委員 私も現場を視察させていただいて、受託業者の仕事の中身を拝見すると、かなりチェックというんですか、過誤が起きないような二重、三重のチェックをされている部分が多く見受けられましたので、ここは、もちろん人がやるコストと機械がやるコストは比較を考慮しなければいけませんけれども、先ほど申し上げたように、機械で一体的にできてしまえば、過誤も基本的になくなるので、これはかなり大きな委託費の削減になるというふうに感じました。是非、その点も含めて、過誤を減らすということも本当は目標の中に入れていただいて、それも結局、機械化につながる、稼働につながると思うので、そのあたりも考慮に入れていただきたいというふうに思います。

官房長 集計は終わりましたか。

この間、特にまた。永久委員、厳しい御指摘はございませんか。

永久委員 ないです。ないんですけれども、先ほどの目標設定のところというのはやっぱりおかしいですよと、私もすぐ目についたところですよ。

100パーセントを超えているわけですから、それよりきつい目標設定をするというのは我々民間的な発想ですし、同じ目標ならコストを削減するという方向に進むわけですね。それが何か非常に曖昧なままやられているというのは残念というか、そこを基本的に変えないといけないと思います。

瀬戸委員 集計が終わりましたので、結果の発表をいたします。

いただいたコメントを紹介しますと、まず1点目は、動線の見直しを行ってください。あと、一体型の発行請求機の検討、これも重要ではないかということです。2点目は、目標設定の適正化、100パーセントをもう達成していますので、より高い目標を設定し、PDCA (Plan Do Check Act) を回して、よりよい方向に持って行っていただきたい。あと機器の利用率のアップの工夫です。もうちょっとまだ知恵

が出せるのではないかなと思います。それから、目標設定値、基本的に間違いと書いてありますが、先ほど言いましたが、目標設定値の適正化を行ってくださいということです。利用者の待ち時間等の目標を設定し直し、コスト削減の目標を再設定してください。先ほどもありましたけれども、一体型の機械を導入するとか委託にするなど、人の業務と機械を含めて一体的に委託することで、根本的な発想が必要ではないかという御意見があります。

評価結果は、抜本的な改善が1票、それから事業内容の一部改善が5票、廃止、現状どおりはゼロ票でございます。

この結果に基づき、本事業の評価結果は、1点目は目標設定値を適正化していただきたいということと、あと、可能な一体型発行請求機、事務と機械との一体的な委託等の工夫をし、利用率アップとコストの削減等を行っていただきたいということが評価のコメントの結果です。

一方、評価結果は多数決になってしまうのですが、事業の一部改善が5票でございますので、評価結果の案としましては事業の内容の一部改善としたいと思います。委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に問題ございませんので、この評価結果（案）は当初の予定どおり、評価結果は事業の一部改善とさせていただきます。コメントは目標設定の適正化と事務と機械の導入、委託、これを一体的に実施するなどの工夫をしていただきたいということでございます。

この評価結果でよろしいでしょうか。

事業所管部局におかれましては今後、概算要求に当たり、今回の評価の結果を参考にさせていただきたいと思っております。

官房長 ありがとうございます。ただいま瀬戸委員から御発表いただきましたとおり、事業内容の一部改善との評価結果をいただきました。また、目標設定値の適正化を図る、あるいは機種、機能、動線、利用率アップ、待ち時間等について総合的に事務、その他との適正化を図るという御指摘を賜ったと思っております。

この評価結果や取りまとめコメントなどを踏まえまして、民事局においては概算要求等に当たって議論の内容を適切に反映して、事業の見直しを進めていただきたいと思っております。

以上をもちまして、「登記事項証明書の交付事務等の委託」の審議は終了といたします。

ありがとうございました。

本日本日の議事はこれで終了いたしました。

最後に副大臣から一言頂戴したいと存じます。

副大臣 本日は長時間にわたり、熱心な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。本日いただきました評価結果につきましては真摯に受けとめまして、予算の執行、さらには今後の予算要求に向けて、効率的かつ質の高い行政を実現する観点からも検討してまいりたいと思っております。

外部有識者の皆様には本当に今日は熱心な御議論を賜り、ありがとうございました。

引き続き御指導，御鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。御多忙の中，行政事業レビュー公開プロセスに御協力いただきまして，本当にありがとうございました。
官房長 以上をもちまして，法務省行政事業レビュー公開プロセスを閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

—了—